

# 青山中学校

# 1日の生活

## 1. 登下校

- (1) 正門または西門から登下校する。※北門やグランド土手から出入りをしない。
- (2) 登校は、正かばんに授業の用具を入れてくる。指定日以外はボストンのみの登校は禁止。
- (3) 登下校は制服とする。(1時間目が体育の場合は体操服・ジャージ登校を可とする。下校時も部活動に参加した場合はこれに準じる。大掃除の後などはジャージのまま下校してもよい。)
- (4) 8:20をめやすに登校し、学年タイムが始められるよう準備をする。  
※出席簿上の遅刻扱いは8:25チャイム以降に登校したものとする。
- (5) 登校したら用具を机の中に入れ、正かばん・ボストンをロッカーへしまう。  
※机の中や机の周辺、ロッカーの中の整理整頓をし、机横のフックには物をかけない。
- (6) 欠席・遅刻の届は tetoru で保護者が行う。8:10以降の場合は電話で行う。
- (7) 遅刻した場合は、朝のST終了前であれば直接教室へ向かい、担任からの指導を受ける。  
ST終了後であれば、職員室で遅刻の報告を行ってから教室にむかう。
- (8) 最終下校時刻までに必ず校門から出る。(後片付けも含め、部活動終了時刻を守る)

## 2. 朝の活動

- ~8:20 登校後用具を机の中にしまい、かばんをロッカーに入れる。  
着席して、担任の先生が来るのを静かに待つ。
- 8:25~8:35 学年タイム
- 8:35~8:45 日直の司会でSTを行う。  
8:45までは教室を出ない。(移動のある場合はこの後すばやく)
- 8:50~ 1時間目の授業開始。

## 3. 授業

- (1) チャイムが鳴るまでに席に着く。(2分前着席を心がける。)
- (2) 先生が入室するまで、静かに自習して待つ。
- (3) 指名されたときの返事をしっかりする。
- (4) 体育時に見学する場合は、連絡帳等を利用して担任および体育の教科担任に申し出る。
- (5) 忘れ物をしない。(教科書等自分の持ち物には確實に記名をする)  
教科書等の学習用具を持ち帰るか、学校に置いていくかは、各自の学習計画に合わせて判断する。ただし、学習に使っているノートは毎日、必ず持ち帰る。
- (6) 物の貸し借りはしない。

教科	教科等で学校保管してもよい用具	保管する場所
国語	・書道用道具(使用期間のみ)、知多の友、国語便覧	・前の棚
社会	・地図帳(1・2年)	・前の棚
体育	・体育館シューズ、保健の教科書、保体ノート ・体育ファイル、体育の実技	・担任の指定する場所
音楽	・音楽ファイル、マイソング	・前の棚
家庭	・教科書、ノート	・前の棚
その他	・中学生活と進路(3年)とびだそう未来へ ・はばたく中学生、総合ファイル	・前の棚

## 4. 放課

- (1) 放課中に必ず教室移動を完了する。  
特別教室で授業を行う場合は、級長の指示で廊下へ整列し、放課中に並んで移動する。
- (2) 他学年の教室・廊下へは行かない。用事がある場合は学年教師を必ず通す。
- (3) 次時の教科連絡は前時の授業終了後に行う。
- (4) 特別教室や普通教室に限らず、自分の学級以外の教室には入らない。
- (5) ベランダ・中庭には出ない。
- (6) 来客、先生にはあいさつ（「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」）、または会釈をする。
- (7) 職員室（学年職員室）の出入りについては以下の事柄に留意する。

### [入室]

- ①静かにノックする。
- ②扉を開ける。
- ③「失礼します」と言う。
- ④学年・組・氏名を名乗り、  
用件を伝える。
- ⑤入室をする。
- ⑥扉を閉める。

### [退室]

- ①扉を開ける。
- ②退室をする。
- ③「失礼しました」と言う。
- ④礼をする。
- ⑤扉を閉める。

※東側の出入口を使用し、西側は使用しない。

※必要最小限の人数で入室する。（付き添い人は不要）

※かばんをかけたまま入室しない。

※マフラー、防寒着を着けたまま入室しない。

※入室禁止期間については、扉をあけた後、『○○先生、お願ひします。（いらっしゃいますか）』と言って、先生がみえてから、用件を伝える。

## 【職員室の約束】

- 用件を係の先生（係の先生が不在の場合は他の先生）にきちんと伝える。
- ていねいな言葉づかいを心がける。
- 鍵や物品を持ち出す場合は係の先生に許可を得る。

## 5. 給食

- (1) 12:40～12:50は給食の準備の時間であり、用便・手洗いのみを行うようとする。  
12:45には着席を完了する。
- (2) 13:15の給食終了時間（「ごちそうさまでした」）前には、教室から出ない。

## 6. 清掃

- (1) 15:25～15:40の間で清掃を完了する。  
月曜日は14:25～14:40の間で清掃を完了する。
- (2) 15:45には移動を完了し、教室に戻りS.T.を始められるようとする。

## 7. 帰りのS.T.

- (1) 15:45～15:55　日直の司会でS.T.を行う。
- (2) S.T.終了後は、部活動に参加する生徒はすみやかに活動場所に移動し、参加しない生徒についても、すみやかに校舎外に出て下校する。15:55までは教室を出ない。
- (3) S.T.が終わったクラスの生徒は、他のクラスのS.T.の終了を廊下で待たない。

## 8. 身なり

### 《現行の制服》

- 「詰め襟学生服」「セーラー服」着用可  
男女の規定は設けない。
  - ・「黒のつめえり標準学生服」にカラーをつける。(ラウンドカラーも可)
  - ・「紺のセーラー服」えりは紺で白色ライン3本。そこで、胸当はラインなし。

### 《新しい制服》(ネクタイ・リボンなし)

- 上衣
  - ・半田市指定の「ブレザー」
- 下衣
  - ・「スラックス」「キュロット」「スカート」

### 《現行の制服・新制服共通》

- 制服の中の上衣
  - ・形状 えり付き (長袖、半袖は季節や温度によって各自判断)  
カッターシャツ、かいきんシャツ、ポロシャツなど
  - ・色 白、黒、紺の無地
- 肌着
  - ・華美でないもの。
  - ・ワンポイント可。白、黒、ベージュなど透けないもの。
- 靴下
  - ・白、黒、紺
  - ・ワンポイント可。くるぶし以下のものは不可。足首が隠れる長さが望ましい。
- 靴
  - ・白、黒、紺を基調とした運動に適した靴。(靴紐も同様)
- ベルト
  - ・黒、紺、茶など華美でないもの。2cm~3cm巾を目安とする。
  - ・鈎や装飾のためのハトメのあるものは不可。
- 制服の下に着用する防寒着
  - ・黒、紺、グレー等の地味なセーター、カーディガン、ベスト (無地が望ましい)

### [その他]

- 名札をつける。
- 香水などをつけてこない。(リップクリーム等は無色・無香料のものに限る。)
- 通学用の正かばんは学校指定のスリーウェイバッグとする。  
※授業日には正かばんとする。ボストンを背負わない。片方掛けに気をつける。
- 防寒着・手袋・マフラーなどの使用期間は、11月下旬から4月上旬を目安とする。

## 「防寒着の規定」

- ・教室のロッカーにしまえるもの。
  - ・ファーや大きな刺繡、飾り等がついていないもの。  
(ラインやメーカーのマーク等はワンポイント程度の大きさで、数が少なければよい。)
  - ・黒、紺、茶など華美でないもの。
  - ・動きやすい長さのもの。(各自で判断。)
  - ・部活動ごとに購入したもの。
  - ・使用する際は教室で着脱する。(入室後は下校時までロッカーにしまっておく。)
  - ・前開きで着脱できるもの。
- アクセサリー(ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット等)をつけない。
- かばんには不要なシール・アクセサリーをつけない。落書きをしない。

## **9. 頭髪規定**

- 清楚で、学習にふさわしい頭髪を心がけ、自他ともに支障のないものとする。
- ・着色・脱色・パーマなどをしない。整髪料など余分なものはつけない。
- ・剃り込みを入れない。
- ・前髪は目にかかる長さにする。
- ・不必要的編み込み、刈り込みをしない。
- ・前から見て、シルエットが変わらないようにする。
- 髪が長い（肩よりも長い）場合は、授業に支障が出ないようにピンかゴムを使用する。  
※ピンやゴムは目立たない色のものに限る。
- 癖毛の矯正のため、ストレートパーマ等が必要なものは必ず事前に申し出る。

## **10. 保健室の利用について**

- 保健室への出入りは静かに行う。
- 保健室を利用するときは、担任又は教科担任、学年職員などに報告する。
- 必要に応じて、付き添いの生徒とともに来室する。
- 急を要するもの以外は、なるべく放課中に来室する。
- 保健室の休養は基本1時間までとし、それ以上は早退して自宅で休養する。
- 怪我の手当は原則初回のみとし、継続的な治療は行わない。

## **11. その他**

- 自転車は校内では乗らずに、校門の外までは引いていく。
- 自転車通学者は荷台に重い方の荷物を縛り、軽い方を前かごに入れる。
- 持ち物に名前を書く。（上靴・下靴にも記名する。※外側から見えないところでもよい。）
- 不要な物（音楽プレーヤー・ゲーム・菓子等）、不要なお金は持てこない。発見次第預かり、受け取りは保護者が来校して行うこととする。※必要なお金や貴重品は担任に預ける。
- 卒業生・他校生など不審者の相手にならない。
- 携帯電話は不要物として持ち込みを禁止する。持ち込みや使用が発覚した場合、預かり、保護者に返却する。やむを得ない特別の事情が認められる場合には、申請の上、学校の判断により許可する場合もある。
- カッターなどの危険をともなう道具は持てこない。筆箱にも入れておかない。授業や行事の準備等で必要な場合は、担任や教科担任の指示で持ってくるようとする。